

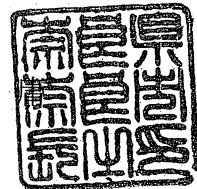


別紙様式第2号（第3関係）

令和5年1月27日

奈良市議会議長 北 良 晃 様

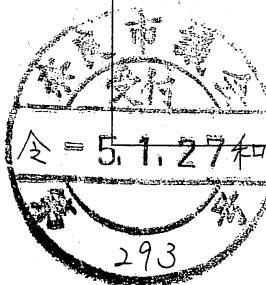
回答者 奈良市長 仲川 元



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく山出哲史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	協働によるまちづくりについて
回答内容	<p>1. 「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」において公言した内容の取組や成果、現状などについて</p> <p>①行政職員と多様な担い手が町の未来を語り合う場について</p> <p>ご承知のとおり、過去には奈良市第5次総合計画の策定時に、地域ごとにワークショップを開催し、幅広く市民の方々に参加いただくとともに、職員にも参加を呼びかけ、10年後の奈良市について意見を出し合い、思いを共有したところです。</p> <p>また、各施策を進めていくには、様々な主体と一緒にになって進めていくことは重要であることから、各分野やテーマに沿って、市民の皆様や地域の皆様、団体の皆様とともに考える場として、ワークショップや社会実証実験等を行っており、担当業務外の職員も参加しております。</p> <p>例えば、昨年実施した、公園の新しい使い方を考える実践型ワークショップ「PARK LIFE LABO」や、近鉄高の原駅周辺で実施した社会実験に参加されたお店や地域の方々と、これからの中の原周辺のまちづくりの未来について話し合うワークショップなどには、担当業務外の職員も意見交換に参加いたしました。</p>



	<p>また、今年2月11日（土）には、奈良商工会議所青年部との共催で、選挙、仕事、イベント、観光、教育など、様々な視点から、学生と若手経営者と公務員が、これから奈良について話し合うイベントも予定しており、現在、広く職員の参加を呼びかけているところです。</p> <p>②地域に飛び出す市職員を応援するための仕組み等について</p> <p>職員が積極的に自身の経験を生かして、地域の活動に取り組むことができるよう、報酬を得て地域貢献活動等に従事する場合の許可基準と運用を令和4年2月に制定しました。現時点では、市長部局において2件申請がありました。</p> <p>2. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金について</p> <p>①基金設置に向けた検討に係る会議について</p> <p>会議の名称、メンバー構成、位置づけ、開催実績、会議における検討内容についてはそれぞれ次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の名称 <p>奈良市市民参画・協働によるまちづくり条例（仮称）</p> <p>検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンバー構成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民から公募した者 2名 (2) 学識経験を有する者 3名（大学教授等） (3) 公益活動団体関係者 3名 (市社会福祉協議会会长、地区自治連合会長、まちづくり関係団体理事長) (4) 企業関係者 1名 (5) その他市長が適当と認める者 1名（弁護士） ・位置付け <p>市民参画・協働によるまちづくり条例（仮称）検討委員会設置要項により設置し、市民参画・協働によるまちづくり条例（仮称）の制定内容について検討し、その結果を市長に報告することを所掌事務としました。</p>
--	---

	<p>・開催実績</p> <p>平成 19 年 11 月から平成 21 年 4 月まで、計 13 回開催</p> <p>・会議における検討内容</p> <p>他都市の条例などを参考に、条例の前文や枠組み、各条文についての検討が行われました。</p> <p>基金の設置については、条例における表現や基金条例の設置について検討され、また、基金積み立ての財源、寄附金を積み立てる仕組みなどが議論されました。</p> <p>②基金が設置されていない理由について</p> <p>基金については、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金条例が平成 21 年 7 月 1 日から施行されております。</p> <p>基金条例の制定後、基金を原資として市民公益活動を支援する助成制度を検討することとなり、当時の市長マニフェストとしていた「(仮称) 奈良市市民が選ぶ 1 % 支援制度」として検討を進め、奈良市市民公益活動推進会議での議論を経て、奈良市議会平成 22 年 3 月定例会及び平成 23 年 3 月定例会において、基金積立金に係る予算案を提案いたしましたが、理解が得られず、当該予算案は減額修正されました。</p> <p>その後、市民公益活動の推進については、ボランティアや地域自治活動の支援など一般財源により予算措置を講じ各種の施策を実施しているところであり、基金という仕組みは活用しておりません。</p> <p>3. 「新たな行財政改革計画」の取組における「市民の参画」、「市民との協働」の推進の位置付け等について</p> <p>昨年度より策定を進めている「新たな行財政改革計画」においては、これまでの議論を踏まえつつ新たな課題に対する方針を加えた 6 つの柱を中心に取組を進めることとし、その内容を検討してきました。</p> <p>そのなかで、様々な人々と課題を共有し、力を出し合って共に地域課題の解決に取り組む協働の視点の重要性がさらに高まつ</p>
--	--

ていることから、「官民連携・協働の推進」を新たな取組の柱として位置づけ、これまで進めてきた民間活用を続けるとともに、地域の皆様にお任せできることはその力を借りすることによって、行政の効率性を上げ、コストを削減し、限られた経営資源を有効に活用していく取組を進めていきたいと考えております。

(担当部局：総合政策部 総合政策課・人事課、
都市整備部 都市政策課・公園緑地課
観光経済部 産業政策課
市民部 地域づくり推進課、
総務部 財政課)

受理日 5年1月27日